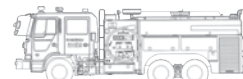




消 報

深川地区消防組合深川消防署
沼田支署予防担当 ☎ 35-2050



秋の火災予防運動が始まります！

10月15日（日）から31日（火）までの期間、全道秋の火災予防運動が始まります。

秋から冬にかけて暖房器具の使用等により火災の危険性が高まる季節を迎えるにあたり、町民皆様に火災予防意識の更なる向上を図り、火災の発生を防止するとともに、火災による被害の軽減を目的としています。

沼田消防では期間中、次の行事を実施しますので町民皆様のご協力をお願いします。

期間中の主な行事

- ①夜9時にサイレン吹鳴
- ②全町防火パレード
- ③夜間車両巡回
- ④防火査察
- ⑤消防団出動訓練



全国統一防火標語「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

ごみ焼きは禁止されています！

令和4年（1月～12月）に北海道内でごみ焼きが原因とされる火災は37件で、9月～11月に多く発生しております。ごみなどを焼却すると煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となるため、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、罰則の対象となります。**ごみは絶対に焼却せず適切に処理しましょう。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律での罰則

第25条第1項第15号（※環境省 廃棄物処理法より抜粋）

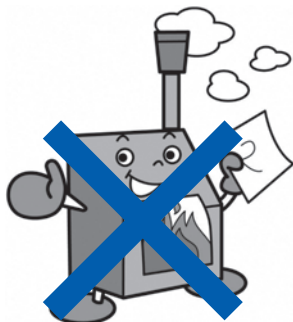
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科

- ・庭木から出た小枝・枯葉等を燃やす行為 ⇒ 罰則の対象となります
- ・家庭のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やす行為 ⇒ 罰則の対象となります
- ・ごみ屑、紙屑などごく少量のものを燃やす行為 ⇒ 罰則の対象となります
- ・廃ビニール、廃タイヤ、廃材を燃やす行為 ⇒ 罰則の対象となります

※小枝や家庭ごみは沼田町のゴミ処理方法に従って適切に処理しましょう！

町HPのごみの区分と出し方を確認してください。（右記QRコード）

▲ごみの区分と出し方



STOP



沼田町
防火標語

住宅用火災警報器は10年を目安に点検・交換しましょう。

『声かけよう みんなで確認 防火の輪』

